

糸魚川市は、効率的かつ安定的な農業経営の推進を応援するため  
農業経営資金の利子の一部を助成します。

糸魚川市農業経営資金利子補給金制度を創設しました。

項目	内容
内容	農業経営に必要な資金の借入に係る利子の一部を3年間、毎年助成 (利子補給)
対象者	以下に掲げる全ての要件を満たす者 <input type="checkbox"/> 糸魚川市内に住所又は所在地を有する個人または法人 <input type="checkbox"/> 認定農業者又は認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 適格証の交付申請時において、市税等を滞納していない者 <input type="checkbox"/> 当該借入れ資金の用途において、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けていない者
対象資金	農業経営に必要な機械若しくは農業用自動車の購入又は施設の整備のため、 ひすい農業協同組合から借り入れた農業経営資金
農業経営資金 の定義	農業経営のために借り入れる資金であって、国又は地方公共団体が資金の融通や民間金融機関の融資に対して利子の補給を行うことにより、有利な条件で融資を行う制度資金以外のもの
対象金額	100万円以上（上限:2,000万円）
利子補給の額	償還利子額に1/3を乗じた額（1円未満切り捨て）
利子補給の期間	資金を借り入れた日から3年の間(据置期間を含む。)に生じた利子のうち、 毎年1月1日から12月31日までの間に償還した利子

資金借入れの申込みの前に、『糸魚川市農業経営資金利子補給適格証交付申請書』を以下の提出先にご提出ください。

【提出先・問合せ】

糸魚川市 産業部 農林水産課 農業経営支援センター 農業支援係  
 〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5  
 電話 025-552-1511(代表)  
 FAX 025-552-1086  
 E-mail n-shien@city.itoigawa.lg.jp